

【温水洗浄便座協議会自主行動計画】

平成 19 年 11 月 20 日

温水洗浄便座協議会

平成 19 年 5 月 14 日に「改正消費生活用製品安全法」が施行され、消費生活用品の製造事業者、輸入事業者、販売業者、修理・設置業者のそれぞれによる事故情報の収集と消費者への適切な情報提供に関する責務が規定されました。また、製造時業者、輸入販売事業者の重大製品事故に対する国への報告義務が規定されました。

温水洗浄便座協議会（以下協議会という）としても、これまで以上に製品安全に対する体制の整備や事故の再発防止の取り組みが求められます。協議会では、製品安全を最重要課題と位置付け、製品安全性の向上及び製品安全文化の醸成を推進していきます。また、製品安全に係わる統括的な委員会として、製品安全委員会を設立致します。

1. 製品安全に対する基本方針

- (1) 消費者に対して継続的に安全な製品を提供し安全な社会を構築することの社会的責任を認識し、製品の安全・安心の確保を最優先課題として取り組む。
- (2) 温水洗浄便座の継続的な製品安全確保のための事故情報の収集・調査・分析・研究や消費者への安全啓発活動を通じ、製品安全文化の醸成に邁進する。
- (3) 国との密接な関係を保つことにより、製品事故報告制度の適正な運用を進めていく。
- (4) 会員各社の「製品安全に関する自主行動計画」策定及びその後の継続的な活動を支援する。

2. 体制整備及び取組について

(1) 「製品安全委員会」の設立

会員各社で構成する『製品安全委員会』を設立し、①事故情報の収集、②分析、③情報伝達（共有化）、④再発防止への取組の検討、消費者及び協議会各種委員会への情報発信、⑤開示など製品安全に係わる活動を推進する。

(2) 製品安全に対する取組について

① 事故情報の収集

会員各社に対し、経済産業省および NITE への報告事故が発生した場合は、協議会の製品安全委員会にも写しの送付を求める。また、それ以外の製品事故や誤使用に起因する事故情報についても積極的に情報提供を求め、広く事故情報の収集に努める。

② 事故情報の分析

収集した事故情報の分析・共有化を行い事故の再発防止対策を検討する。また、業界の共通課題の抽出や消費者への情報発信の内容検討などを行う。

③ 情報伝達

事故情報の分析結果を会員各社へ伝達し、製品安全への対策に活用する。また、誤使用に起因する事故を撲滅するため、誤使用が起因の事故情報の分析結果を協議会のホームページ等の情報媒体を活用し消費者に広く伝達する。

④ 重大事故発生時の対応・開示

会員企業より重大製品事故が発生し、消費者への情報発信が必要な場合には、速やかに協議会 HP にて情報発信を行うと共に、関係機関や団体と協力し周知徹底を図る。

以上